

風評対策強化指針

平成 26 年 6 月公表
(令和 3 年 4 月追補改訂版)はじめに

東日本大震災から 10 年が経過した今もなお、農林水産業や観光業を中心とした分野で風評被害が残っていることから、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）を踏まえつつ、復興大臣の下に関係府省庁からなるタスクフォースにおいて、平成 29 年 12 月に取りまとめられた「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、政府一体となって風評払拭に取り組んでいく。

引き続き、現場主義を徹底し、被災地の現状とニーズを把握しながら、復興庁の司令塔機能を発揮し、関係府省庁の有効な施策を総動員し、官民一体となって風評対策を強力に推進する。

(参考) これまでの経緯

- 平成 25 年 3 月 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」開催
- 平成 25 年 4 月 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ」公表
- 平成 25 年 11 月 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」開催（フォローアップ）
- 平成 26 年 6 月 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」開催及び「風評対策強化指針」公表
- 平成 27 年 6 月 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」開催（フォローアップ）
- 平成 28 年 4 月 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」開催（G 7 閣僚会合対応等）
- 平成 28 年 10 月 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」開催（フォローアップ）
- 平成 29 年 2 月 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」開催（フォローアップ）
- 平成 29 年 7 月 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」開催（フォローアップ）
- 平成 29 年 12 月 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」開催（「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」決定）

- 平成 30 年 7 月 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」開催（フォローアップ）
- 平成 31 年 4 月 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」開催（フォローアップ・G20 閣僚会合対応等）
- 令和元年 11 月 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」開催（フォローアップ・国内外に向けた取組の強化）

【風評対策強化指針】

「強化指針 1．風評の源を取り除く」

根拠のない風評に対しては、被災地産品の放射性物質検査の実施や、環境中の放射線量の把握と公表を行う。

「強化指針 2．正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ」

総理指示を踏まえ、消費者が知りたいと思っている情報を正確に分かりやすく伝えていくよう今までの伝え方を検証し、科学的、専門的な知識を消費者目線で分かりやすく普及させる。

「強化指針 3．風評被害を受けた産業を支援する」

風評を受けた産業に対して、官民の力を結集して取り組み、被災地産品の販路拡大・新商品開発、国内外からの誘客促進等を図る。

強化指針 1 風評の源を取り除く

被災地等で生産・加工された食品等の安全性を確認するため、生産・出荷・流通等の各段階における放射性物質検査体制の支援や放射線モニタリング体制の整備等により、放射線量等を確実に把握・公表する。

1. 被災地産品の放射性物質検査の実施

(1) 食品中の放射性物質の基準値の設定

(主な取組)

- a. 原子力安全委員会が定めていた指標を暫定規制値として設定（平成 23 年 3 月 17 日～）【厚生労働省】
- b. 厚労省薬事・食品衛生審議会などでの議論を踏まえ、国際的な指標に基づき、長期的な観点から放射性セシウム基準値を設定（平成 24 年 4 月 1 日～）【厚生労働省】

(参考) 食品中の放射性セシウム濃度の基準値(ベクレル/kg)

日本 食品衛生法の 基準値	E U Council Regulation (Euratom) 2016/52	アメリカ CPG Sec. 560.750 Radionuclides in Imported Foods - Levels of Concern	コーデックス CODEX STAN 193-1995
飲料水 10 牛 乳 50 乳児用食品 50 一般食品 100	飲料水 1,000 乳製品 1,000 乳児用食品 400 一般食品 1,250	全ての食品 1,200	乳児用食品 1,000 一般食品 1,000
・ 介入レベルを年間 1mSv と設定し、一般食品では、50%が基準値相当汚染されていると仮定	・ 介入レベルを一般食品で年間 1mSv と設定し、10%が規制値相当汚染されていると仮定	・ 預託実効線量 5 mSv を採用し、食事摂取量の 30%が汚染されていると仮定	・ 介入レベルを年間 1mSv と設定し、全食品の 10%が汚染地域由来と仮定

※上記における基準値は、受ける線量を一定レベル以下にするためのものであり、必ずしも安全と危険の境目となるものではない。

(2) 被災地産品の放射性物質検査体制の整備と検査の実施 (主な取組)

【食品の放射性物質検査体制整備と検査の実施】

a. 地方自治体による食品放射性物質検査等への支援及び技術的支援

①検査方法等に関する科学的支援【農林水産省】

②福島県による米の検査体制整備【農林水産省】

- 福島県では、令和元年度米までは県全域で全量全袋検査を実施しており、平成 27 年産以降、基準値超過はない。(平成 30 年産米は約 925 万袋、令和元年産米は約 949 万袋、令和 2 年産米は約 31 万袋の検査を実施(令和 3 年 3 月末日時点))。
- なお、平成 27 年産以降、基準値超過がないことを踏まえ、令和 2 年産米からは、旧避難指示区域等の田村市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村及び川俣町(旧山木屋村)を除きモニタリング(抽出)検査に移行。

③水産物の検査体制の整備【農林水産省】

- 原発事故以降、161,451 検体の検査を実施。(令和 3 年 3 月末日現在) 福島県では、75,417 検体の検査を実施。原発事故以降、基準値(100Bq/kg)を超えるものは時間の経過とともに減少し、海産種の基準値超過率は、2015 年以降ほぼ 0%。

※なお、基準値を超えたものについては回収・廃棄等を行い、市場に流通しないよう措置がなされている。

④地方自治体に対する検査機器導入への補助

【厚生労働省、農林水産省】

○令和2年9月末までに全国で合計330台以上導入。

⑤地方自治体が消費サイドからの検査を実施するための検査機器の貸与、及び自治体職員等を対象とした検査方法等の研修会の開催【消費者庁】

○令和2年9月までに全国で392台配分。

○令和2年9月までに研修会を全国で32回開催し、延べ約2,000名が参加。

⑥地方自治体からの依頼に基づく検疫所、国立試験研究機関及び契約検査機関における検査【厚生労働省、農林水産省】

○令和2年9月末までに全国で7万5千件以上の検査受け入れ。

⑦地方自治体が消費サイドからの検査を実施するための検査の委託、検査等の専門家採用、検査機器の整備・保守等に活用できる交付金による財政支援【消費者庁】

⑧学校給食の放射性物質検査【文部科学省】

○学校給食食材の事前検査機器整備補助等

－東日本16都県に対して約85台補助済み。

－基金の造成により、福島県内の希望する全ての学校給食調理場に200台以上整備。

○学校給食一食全体の事後検査

児童生徒や保護者のより一層の安心を確保するため、事後検査等を実施する際の経費を財政支援。

b. 原子力災害対策本部において、地方自治体における検査計画の策定に関する基本的事項を定め、17都県を中心とした食品中の放射性物質検査を推進【厚生労働省】

○平成23年3月18日～24年3月31日 137,037件

(99.12%が暫定規制値以内)

○平成24年4月1日～令和3年2月28日 2,533,083件

(99.99%が基準値以内)

※基準値を超えた食品については回収・廃棄等を行うとともに、基準

値超過の地域の広がり等を踏まえ、出荷制限等を実施。

c. 流通段階の食品の買上調査等の実施【厚生労働省】

○令和3年3月までに11,000件以上の買上調査を実施。

等

【工業製品等の放射線検査整備】

a. 福島県を中心とする企業等からの要請に応じ、工業製品等の放射線量測定、指導・助言を実施【経済産業省】

○相談件数：約831件、測定実施件数：約14,023件（令和元年度までの累計）

等

2. 環境中の放射線量等の把握と公表

（主な取組）

a. 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水漏えい問題を踏まえ、海域モニタリングを継続するとともに、関係機関が実施している海域モニタリング結果も一元的にとりまとめ公表。また、東京電力ホールディングス等が実施した東京電力福島第一原子力発電所におけるサブドレン、地下水バイパスの排水等に関する測定結果について、在外公館等を通じた国際社会への情報発信を実施。さらに、IAEAと共同で、東京電力福島第一原子力発電所周辺の海洋試料の採取・分析結果の相互比較を行い、得られたデータの信頼性評価を実施。

【原子力規制庁、経済産業省、外務省】

○国際的な信頼性・透明性向上の観点から、平成27年5月及び11月、平成28年5月及び11月、平成29年10月、平成30年10月、令和元年6月、令和2年11月にIAEA環境研究所等の海洋モニタリングの専門家が臨場し、原子力規制庁等と共同で東京電力福島第一原子力発電所周辺の海水などの試料を採取し、それぞれ試料の分析、分析結果の相互比較を行った。令和2年11月には新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、IAEAの付託する国内専門家の立ち会いのもと海水等の試料採取を行い、その後は例年通りの形式で試料の分析及び分析結果の相互比較を行った。これまでのIAEAの公表では日本のデータの信頼性は高いと評価。

b. 福島県内を中心に、放射線モニタリング体制を構築。引き続き、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る状況に応じた環境中

の放射線量の着実な測定・公表を継続。【原子力規制庁】

福島県内の測定機器設置台数（令和３年４月時点）

－リアルタイム線量測定システム 2,929 台

－可搬型モニタリングポスト 578 台

－環境放射能水準調査用ポスト 12 台

等

強化指針 2 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ

放射線に関する情報の伝え方について、住民目線での点検・改善を行い、正確で分かりやすい情報提供とこうした情報をもとにした消費者・国民とのコミュニケーションを強化する。

1. 放射線に関するリスクコミュニケーションの実施

(主な取組)

- a. 食品中の放射性物質の基準値や放射性物質による健康影響等について、広く消費者の参加を求め、大都市等における意見交換会等を開催

【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省】

- 消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省の連携により、令和2年度に4回の意見交換会を開催(平成23年度からの累計82回開催)。
※全4回における参加者の理解度平均:92.7%(参加者アンケート結果)
平成28年度:テーマを「食品中の放射性物質に対する取組と検査のあり方を考えるリスクコミュニケーション」とし、福島県、東京都及び大阪府で全5回開催。
平成29年度:テーマを「今、改めて考える 食品中の放射性物質に対する現状と取組」とし、東京都、宮城県、愛知県、福岡県の4会場でシンポジウム形式の意見交換会を開催。
平成30年度:テーマを「食品中の放射性物質をめぐる震災からの歩み」とし、東京都、静岡県、大阪府、沖縄県の4会場で開催。
令和元年度:テーマを「これまでを知り、これからを考える～食品中の放射性物質～」とし、宮城県、東京都、京都府、福岡県の4会場で開催。
令和2年度:テーマを「共に考える食品中の放射性物質」とし、立命館大学、東京農業大学の2大学において学生を対象に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に鑑みオンラインで開催。また、一般消費者に向けて、オンラインによる意見交換会を開催。
- 平成28年度より関係府省が連携して親子参加型イベントに出展し、令和元年度は宮城県、東京都及び京都府で開催され、小学生とその保護者に対して食品中の放射性物質への対策や現状について情報提供、意見交換を実施。
令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に鑑み、オンラインで主に小学生やその保護者の方を対象に、親子で一緒に食品中の放射性物質について学べる特設ウェブコンテンツを作成し、公開。
- 消費者庁による地方自治体、消費者団体等と連携した意見交換会等は令和2年度に79回開催(平成23年度からの累計1,052回開催)。
- 定期的に行う消費者庁による消費者意識の実態調査等を踏まえ、具体的な実施内容に反映する予定。

b. 福島県立医科大学における人材育成・リスクコミュニケーション拠点の強化（「災害こころの医学講座」、「健康リスクコミュニケーション学講座」等の開設【環境省】

○福島県民の長期にわたる健康管理を実施して行く上で必要となる専門人材の確保と育成を推進するため、福島県に対し下記の講座開設を支援。

1. 災害こころの医学講座
2. 健康リスクコミュニケーション学講座
3. 甲状腺内分泌学講座
4. 放射線健康管理学講座

c. 地方自治体職員、保健医療福祉関係者、学校関係者等リスクコミュニケーションの推進者の養成促進

【環境省、消費者庁、文部科学省、厚生労働省】

○環境省において、福島県及び福島近隣県を中心に、住民の放射線に関する健康不安や悩み相談に対応する人材を育成するため、令和2年度は、新型コロナウイルス感染状況にも関わらず、自治体職員、医療関係者等を対象に10回の研修を実施。

d. 地域におけるミニ集会の開催等をはじめとした正確な情報発信の促進【消費者庁】

○平成29年度から、福島県との共催による「ふくしまから はじめよう。『ふくしまの今を語る人』県外派遣事業」等を通して、放射性物質の正確な情報発信を実施。

e. きめ細かい個人線量等の測定と住民の身近で、相談に応じられる仕組みの構築支援

【復興庁／内閣府原子力被災者生活支援チーム、環境省】

○福島再生加速化交付金「個人線量管理・線量低減活動支援事業」「相談員育成・配置事業」を、浜通り及び避難者も多く、ニーズの高い中通りの自治体等に交付。これら自治体等において、外部被ばく・内部被ばく線量測定、住民が消費する食物や飲料水等の線量測定、専門家等を招いた少人数の座談会・相談会、住民の身近で放射線や生活再建等に関する様々な関心・要望等を聞き取り、対応していく相談員の育成・配置等を実施。

○相談員等に対して科学的・技術的な面から、組織的かつ継続的に活動を支援するため、「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」において、相談員向けの研修を開催するとともに、相談員のみでは対応できない場合の専門家派遣等の支援を実施。また、関係府省庁・自治体の連携を強化するため、「相談員等実務者会合」（平成29年8月）を、放射線相談員や生活支援相談員等が成功事例や失敗事例等の共有を図るためのワークショップ（相談員合同ワークショップ）（平成29年12月、平成30年8月、平成31年3月、令和元年8月、令和元年11月）を内閣府

原子力被災者生活支援チームと環境省の共同で継続的に開催。そのほか、放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターが、複数の町の担当者が参加する合同意見交換会（令和3年3月）を開催。

2. 放射線に関する情報発信

（主な取組）

- a. 各自治体で実施された食品中の放射性物質の検査結果や出荷制限等の情報について関係府省のHP等で公表

【厚生労働省、消費者庁、農林水産省】

○厚生労働省HP等で日本語及び英語での情報発信を実施。

- b. インターネットを活用した基準値の周知徹底や公共施設での広報活動等による食品中の放射性物質に関する情報提供の推進

【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省】

○消費者庁において、消費者の目線でわかりやすく説明する冊子「食品と放射能 Q&A」を改訂（第14版）しHPで公開するとともに、これまでに約93万部配布（福島県内では全戸配布）。

○「食品と放射能 Q&A」を基に、理解のポイントを整理しハンディタイプにまとめたパンフレット「食品と放射能 Q&A ミニ」を改訂（第6版）し、HPで公開。これまでに約13万部を配布。

○「食品と放射能 Q&A ミニ」（第4版）英語版、中国語版、韓国語版をHPで公開。

○農林水産省HPの消費者向けページ「食品中の放射性物質について知りたい方へ」において情報を発信。

○農林水産省消費者の部屋において、平成24年から毎年3月に特別展示を開催。これまで、研究者等による講演、パネル展示、試食・試供等を実施。令和3年は、関係府省が連携して実施した一般消費者向けの食品中の放射性物質に関する意見交換会の様子や親子向け学習教材のほか、復興に向けた産地の取組を紹介する動画を配信。

- c. 学校における放射線に関する教育の支援等【文部科学省】

○放射線に関する教育の支援として、教職員等を対象とした放射線に関する研修を実施（令和元年度：25回）。児童生徒等を対象とした放射線に関する出前授業を実施（令和元年度：137回）。

○福島県内の小中学校・幼稚園・保育園の保護者、教職員、一般市民（町内会等）を対象に「放射線に関するご質問に答える会」を実施（令和3年2月末までの実施回数：268回）。

○放射線に関する科学的な知識を身に付け、理解を深めることができるようにするため、全国の小・中・高等学校等の児童生徒に放射線副読本を配布（令和2年度までに約2,200万部）。また、放射線教育の実施状況と放射線副読本の活用状況についての調査結果を公表（令和2年3月）。

d. 政府広報等による放射線に関する正確な情報発信

【内閣府、復興庁、外務省、環境省、経済産業省、関係省庁】

- 内閣府において、食品中の放射性物質の低減対策や米の検査の取組等に関する動画を政府インターネットテレビに掲載。
- 食品中の放射性物質の基準値についての情報を政府広報オンラインに掲載。
- 風評被害を払拭し福島魅力を伝える広告掲載(平成27年9月新聞71紙)。
- BSミニ番組で風評被害の払しょくを含む復興の現状と取組(平成28年3月、8月)や、福島復興産業人材育成塾について放送(平成29年4月)。
- 「東北復興月間」を含む東北の復興の現状と取組等に関するラジオ定時番組を放送、新聞突出し(平成28年5～6月)・インターネット広告を掲載、インターネット動画を掲載(平成28年6月)。
- 小学生・中高生を対象に放射線についてマンガで説明する広告を実施(平成30年2月～3月：小学生新聞3紙・中高生新聞2紙)。
- 風評被害の払拭を含む東北の復興の現状と取組に関するテーマを視覚障害者向け資料(音声広報CD「明日への声」Vol.60)(平成30年3月)に掲載。
- 教職員・教育関係者に向け、放射線教育及びホープツーリズム(福島への教育旅行)に関する広告掲載(平成30年7月：日本教育新聞)。
- 高校生を対象に放射線に関するラジオ番組内特別コーナー(平成30年5月～6月：全4回)及びラジオスポットCM(平成30年5月～7月)を放送。また、当該番組を基に校内放送向け素材を制作し、全国の高等学校1,317校に配布(平成30年6月)。さらに、当該番組をフリーペーパーに再録し、全国の高等学校2,362校に配布(平成30年7月)。
- 風評被害の払拭を含む東北の復興の現状と取組等に関するラジオ定時番組を放送(平成28年7月、平成29年1月、平成31年3月)。同内容の動画を政府インターネットテレビで配信(平成29年1月、平成30年3月)し、インターネット広告を掲載(平成29年2、3、6月、平成30年3、5月、平成31年3月)。
- 東日本大震災からの復興に向けて「福島の農産物」や「東北の観光地」の魅力を伝えるため、テレビCMを制作・放送し、インターネット広告(Yahoo!ブランドパネル)に掲載(平成29年3月、平成30年3月、平成31年3月)。インターネット広告(平成29年3月)、シネアド(映画館CM)(平成30年3月)もあわせて実施)。
- 海外向けの政府広報誌「HIGHLIGHTING Japan」に、記事として、「安全で美味しい東北の魚」(令和元年10月)及び「東日本大震災から10年：原子力発電事故からの復興」(令和3年3月。農林水産物の安全性等についても記載)を、掲載(英語・中国語・日本語)。
- 風評対策として、東北の水産物について魅力を伝える動画を制作し、首都圏を中心に電車内ビジョンや大型量販店デジタルサイネージで放映(令和元年11月～12月)。

- 風評対策として、放射性物質検査による水産物の安全性を周知する動画や被災地の水産物を使ったレシピ動画を制作し、水産庁ホームページで掲載（令和元年12月～）
- 復興庁において、関係府省庁と50名以上の専門家で作成した「放射線リスクに関する基礎的情報」（冊子）をHPに掲載。自治体から依頼に応じて追加配布しているほか、各種会合イベントにおいて配布（令和2年6月時点で約4万部配布）。
- パンフレット「風評の払拭に向けて」（日本語・英語）を作成・改訂（平成28年4月～、直近：令和2年4月）。中国語（簡体字・繁体字）・韓国語版を作成・改訂（平成29年1月～、直近：令和2年6月）。
- 関係行政機関における情報発信等のモデルとなるコンテンツとして、「放射線のホント」（冊子）をHPに掲載（平成30年3月～）。
- テレビ、ラジオ、インターネット、SNS、マンガ等を活用したメディアミックスによる情報発信を実施。具体的には、テレビCM、CSテレビ番組、ラジオ番組の全国放送、海外に向けたTV番組の放送、復興の現状や放射線に関する基礎的な知識を知ってもらうための動画やマンガ、クイズ等を掲載した復興庁WEBサイトの開設や放射線に関する情報をまとめたリーフレットの作成・病院等への配布等を実施（平成31年2月～）。
- 環境省において、関係省庁等と専門家で作成した「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料」を環境省HPに掲載するとともに、福島県、近隣自治体、大学、医療機関等に配布。英文版を作成し環境省HPに掲載（平成31年2月）。令和2年度も「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料」を改訂。
- 令和2年2月、「放射線による健康影響等に関するポータルサイト」をより見やすくするためにリニューアルするとともに、統一的な基礎資料のダイジェスト資料（食べる、訪れる、住む、胎児への影響・遺伝性影響、身近な放射線の5テーマ）を作成し、分かりやすく解説。また、上記ポータルサイトについて、スマートフォンでも見やすいコンテンツを作成し、令和3年1月に公開。なお、上記ポータルサイトは平成26年3月の開設以降、週1回のペースで更新を継続。
- 経済産業省において、福島をはじめとする被災地の今を広く国内外に伝えるため、関係機関協力の下、被災地の広報動画を作成し、インターネット配信やDVDにより情報を発信（平成28年9月、平成29年1月、3月、10月、平成30年2月、3月、9月、令和元年5月、令和2年3月）。また、アジア各国向けに、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語に翻訳した動画を作成し、インターネット配信及びDVDにて発信（平成29年3月、8月、平成30年4月）。
- 経済産業省HP及び訪日外国人観光客向けのWebメディアにて福島県の魅力を伝える広報記事を全8言語（日本語、英語、中国語（繁体字・簡体字）、タイ語、韓国語、インドネシア語、ベトナム語）で作成、Web上で公開（平成31年1月～令和3年3月）。
- 在中国大使館ではアニメーション動画を平成29年から毎年作成。最新版は令和3年4月のALPS処理水の処分に係る基本方針の決定のタイミングで配信し、トリチウムの性質や、国際社会に対して透明性を持って説

明していく旨の日本政府の方針を説明。在上海総領事館では同アニメーション動画を転載し情報発信を行った（令和3年4月）。

- 在韓国日本大使館及び在上海日本総領事館では、東電福島第一原子力発電所の原発事故について正確な情報を発信すべく Q&A を作成し、各館 HP に掲載。在韓国日本大使館 HP では、日本の3都市とソウルの空間線量率を原則毎日更新（平成31年9月～）。また、在中国大使館、在上海総領事館、在瀋陽総領事館等では「福島第一原発 ALPS 処理水の処分にに関する基本方針」（英文）（本文又は概要）を掲載した（令和3年4月）。
- 韓国の報道関係者約60名を対象に、復興の進捗状況、東電福島第一原子力発電所の現状、日本産食品の信頼確保と輸出の拡大等に関するオンライン説明会を開催。また、在韓国日本大使館において、東日本大震災から10年の機会に式典及びパネル展示会を開催し、震災復興に関する正確な情報を発信（令和3年3月）。
- 外務省において、東日本大震災から10年に際し、ユーロニュースによる福島特集番組の制作を支援。福島第一原発事故後の除染の進捗や廃炉に向けた工程、地元農産品の海外展開等が取り上げられ、IAEA や海外専門家による評価も交え、原子力災害後の日本の安心・安全への取組が発信された（ユーロニュース「Spotlight: FUKUSHIMA 10 Years After」が令和3年3月に9言語でテレビ放送されるとともに、14言語でオンライン配信）。

e. 国内外に対する水産物の安全性についての情報発信

【復興庁、農林水産省】

- 農林水産省において、水産物のモニタリング検査については、水産庁 HP へ随時結果を掲載するとともに、これまでの水産物のモニタリング検査等の取組を総括し、「水産物の放射性物質検査に係る報告書」をとりまとめて公表（平成29年10月）。これらを含めた国内外に向けた説明資料の作成や説明会の実施により、消費者等への情報提供を実施。
- 放射能と魚について分かりやすく説明した冊子の作成・配布。
- 福島県の漁業や放射性物質の検査結果について説明した冊子（日本語、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、タイ語）の作成・配布（令和2年9月）。
- 平成23年以降、事業者、消費者等に対して説明会等を実施（令和3年3月末時点で169回）。
- 復興庁において、釣りと料理を通して地域食材の魅力を伝え、安全性等への理解の増進を図るため、相馬沖での釣りと釣れた魚を使った有名シェフによるオンライン料理ワークショップを行う『「常磐もの」で福島の今を体感 2020～釣れたヒラメでリモートクッキング～』を開催（令和2年9月）

f. 「県政だより」等の自治体広報誌を活用した正確な情報発信

【復興庁】

- 31都道府県、約250市区町村の広報誌等で掲載（平成28年度）。

g. 復興フォーラムにおける情報発信等【復興庁】

- 「東北復興月間」を設け、復興庁主催の「東日本大震災5周年復興フォーラム」等各種イベントにおいて、福島県産品の食の安全・安心への取組ブース出展、福島県内の放射線量等に係るパネル展示等による情報発信を実施。内閣総理大臣等が視察（平成28年6月）。
- 復興庁主催の「復興フォーラム in 大阪」において、東北の産品のマルシェ、放射線や観光情報に係るパネル展示・パンフレット配布・有識者による座談会等による情報発信を実施（平成29年6月）。

h. 平成28年に開催されたG7関連会合における情報発信

【復興庁、関係府省庁】

- 平成28年のG7関連会合（全11会合）で日本語のほか、英語版のパネル展示、パンフレット配布を実施し、出席者及び海外を含むプレス等に向けて情報発信を実施。

i. 令和元年に開催されたG20関連会合における情報発信

【復興庁、関係府省庁】

- 令和元年のG20関連会合（全9会合）で日本語のほか、英語版のパネル展示、パンフレット配布、被災地産食材の提供を実施し、出席者及び海外を含むプレス等に向けて情報発信を実施。

j. 国際会議・展示会等を活用した情報発信【関係府省庁】

- 平成28年10月開催の「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」において、5種類のパンフレット（「風評被害の払拭に向けて」（英語）や福島県産品を紹介した福島県作成のパンフレット（英語）等）を参加各国のスポーツ大臣等の要人に配布し、あわせて会場にも配置。また、IOC会長や各国スポーツ大臣が出席の夕食会で東北産の食材が使われていることを文部科学大臣からアピールするとともに、復興の状況についても発言（平成28年度）。
- 太平洋・島サミットを福島県で開催するとともに、安倍総理夫妻主催晩餐会では、福島県産の食材を取り入れた和食や日本酒を提供する等し、各国からの出席者や海外メディアへ向けて復興の姿や福島県の魅力をPR（平成30年5月）。
- 海外メディア向けのワールド・プレス・ブリーフィング・レセプション（平成30年9月、令和元年10月）や、各国オリンピック委員向けのANOC（各国オリンピック委員会連合）総会レセプション（平成30年11月）において、被災地産食材を活用した料理や日本酒の提供、復興大臣・副大臣らによる被災3県の復興の状況や風評対策についてのPRを実施。

k. 在外公館天皇誕生日レセプションにおける福島県人会と連携

した情報発信【外務省】

- メキシコ、ドイツ・デュッセルドルフ、ベルギーの3か国で、福島県人会と連携し、福島県産品の提供や、パンフレット配布などを通じて福島県の魅力をPRした（平成28・29・30年度）。

等

強化指針 3 風評被害を受けた産業を支援する

被災地等で生産・加工された食品、伝統工芸品、工業製品等の国内外への PR・販路拡大等の支援、新たな需要創出のための農林水産物、特産品、工業製品等の開発・実証等の支援並びに風評に立ち向かいながら地域産品のブランド力向上等先進的な取組を行う地域事業者等を積極的に広報するとともに、被災地産品等に対する諸外国の輸入規制緩和に向けた働きかけを継続する。

また、東北等への観光需要を喚起し、訪問者の増加により、被災地のイメージを回復するとともに、観光業を支援する。

1. 被災地産品の販路拡大等

(主な取組)

- a. 福島県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援【農林水産省】

(生産段階)

- ① 第三者認証 GAP 等の取得
- ② 有機農産物等の環境にやさしい農産物の生産拡大
- ③ 農林水産物等の放射性物質検査

(流通・販売段階)

- ① 農林水産物等の販売不振の実態と要因の調査
- ② 生産者の販路開拓等に必要な専門家による指導・助言
- ③ 量販店、オンラインストア、アンテナショップでの販売促進の取組、商談会の開催等
- ④ 水産エコラベルの取得、水産物の高鮮度化に向けた取組、新たな販路開拓

- b. 民間事業者等の被災地応援フェア等の開催及び社内食堂における被災地食材の利用等の働きかけを強化する等、官民の連携による被災地産品の消費拡大の取組を推進（「食べて応援しよう！」キャンペーン等）

【農林水産省、経済産業省、復興庁、全府省庁】

- 「食べて応援しよう！」キャンペーンの推進：被災地産食品販売フェア等の取組の報告数：1,665 件（令和 3 年 3 月末現在）。
- 各府省庁の食堂で被災地食材メニューを提供。また、経済産業省、特許庁食堂で福島県産品（水産物、野菜等）を使用したメニューを提供（累計 10 回）。
- 広域に販売網・拠点を有する流通事業者に対し、被災地産品（農産物）

の消費拡大に向けた取組について、福島県・JA 等が個別に商談できるよう経済産業省、農林水産省、復興庁が連携して環境を整備（平成 27 年 4 月）。

- 流通関係者、福島県、農林水産省、経済産業省、復興庁の間で最新の産地情報や販売促進の取組等について情報共有、意見交換を行う「福島県産食品の販売促進に向けた情報交換会議」を開催（平成 27 年 6 月、平成 28 年 1 月、8 月）。
- 復興庁、経済産業省、農林水産省、文部科学省、厚生労働省（平成 31 年 3 月～）が連携し、食品産業関係団体、国公立大学・私立大学、都道府県・都道府県議会等宛てに、被災地産品の利用・販売促進を要請（平成 26 年 8 月（合計 1,173 団体・機関）、平成 27 年 10 月（合計 1,601 団体・機関）、平成 28 年 10 月（合計 1,601 団体・機関）、平成 30 年 3 月（合計 1,577 団体・機関）、平成 31 年 3 月（合計 1,574 団体・機関）、令和 2 年 3 月（合計 1,578 団体・機関）、令和 3 年 3 月（合計 1,573 団体・機関））。
- 日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所宛てに、復興庁、農林水産省（平成 27 年 10 月～）、経済産業省（平成 27 年 10 月～）の連名で、福島県産品をはじめとした被災地産品の利用・販売促進の一層の協力を要請（平成 26 年 8 月、平成 27 年 10 月、平成 28 年 10 月、平成 31 年 3 月、令和 2 年 3 月、令和 3 年 3 月）。
- 日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、関西経済連合会（平成 29 年のみ）に対し、復興大臣が、積極的な福島県産品の購入・使用、被災地への観光の促進及び企業立地の検討を要請（平成 29 年 2 月、3 月、6 月、平成 30 年 1 月、2 月、3 月、平成 31 年 2 月、3 月、令和 2 年 2 月、3 月、令和 3 年 3 月）。
- 流通業界 10 団体宛てに、経済産業副大臣名で、福島県産品の流通・販売促進、被災地応援フェア、贈答品等での一層の利用・販売等の協力を要請（平成 26 年 10 月、平成 27 年 11 月、平成 28 年 11 月）。
- 各都道府県知事・議長、経済同友会、日本商工会議所、日本経済団体連合会宛てに、復興庁、農林水産省、経済産業省の連名で、福島県産品をはじめとした被災地産品の利用・販売促進の一層の協力やフォローアップ、優良事例の積極的な対外発信を要請（平成 30 年 3 月、平成 31 年 3 月、令和 2 年 2 月、3 月、令和 3 年 3 月）。
- 福島県産農産物等流通実態調査の結果に基づき、小売業者、外食業者、中食業者、加工業者、仲卸業者、卸売業者、生産者の計 259 団体宛てに、復興庁、農林水産省、経済産業省の連名で、指導・助言等を実施（平成 30 年 4 月、平成 31 年 4 月、令和 2 年 4 月）。

c. 霞ヶ関における福島復興フェア等の開催

【経済産業省、復興庁、関係府省庁】

- 経済産業省、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、消費者庁、金融庁、特許庁及び復興庁が、「霞が関ふくしま復興フェア」としてリレー方式で、福島県産品の販売・観光情報展示等により福島県の魅力をトータルに発信（平成 27 年 7～8

月、平成 28 年 7～8 月(13 省庁に拡大)、平成 29 年 7～9 月、平成 30 年 7～8 月、令和元年 7 月～8 月)。

- 内閣府、内閣官房、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、金融庁、消費者庁、原子力規制庁、特許庁及び復興庁の 18 府省庁において、新型コロナウイルス感染拡大防止を鑑み「霞が関ふくしま復興フェア」をオンラインにて開催（令和 2 年 8 月～10 月）。
- 〔再掲〕各府省庁の食堂で被災地食材メニューを提供。また、経済産業省、特許庁食堂で福島県産品（水産物、野菜等）を使用したメニューを提供（累計 10 回）。

d. 被災地産の地域木材、伝統的工芸品、工業製品等の販路拡大支援や新製品の開発支援等を実施

【経済産業省、農林水産省、外務省】

- 農林水産省において、地域材を活用した住宅等の P R 展示、被災者の住宅再建に向けた地域住宅生産者向け技術講習会等を福島県内外で 21 回実施（平成 27 年 7 月～平成 29 年 9 月）。
- 経済産業省において、工業品等の販路開拓（ビジネスマッチング・商品開発）を支援。
 - －商談件数：約 3,200 件、商談成約金額：約 57 億円（平成 23～27 年度事業までの累計）
- 大学、公的研究機関又は大手企業との連携の機会提供・試作品開発を支援し、風評被害払拭、販路拡大を支援。
 - －産学官連携件数：74 件、産学官連携成約金額：5,228 千円、商談件数：253 件、商談成約金額：945,247 千円（平成 28～29 年度）。
- 外務省において、カンボジア、ギニアビサウ及びレソトに対し、被災地で生産・加工された食品を供与（令和元年度実績 7 億円）。スリランカ、ギニアビサウ、マリ、モザンビーク及びレソトに対し、被災地で生産・加工された食品を供与（令和 2 年度実績 7 億円）。

e. 被災地の農林水産業の復興・創生のため、先端技術体系の現地実証の実施及び実用化された技術体系の社会実装を促進

【農林水産省】

- 当初予見し得なかった風評被害の長期化等に対応し、福島県において、農地の放射性物質対策に係る技術など農業分野で 5 課題、本格操業に向けた I C T を活用した操業効率化等の技術の確立など水産業分野で 3 課題の計 8 課題の大規模実証を新たに実施。併せて、平成 29 年までに実用化された技術体系の社会実装を促進（令和 2 年度）。

f. 全府省庁による被災地産品の利用・販売促進

【農林水産省、経済産業省、防衛省、全府省庁】

- 全府省庁の食堂・売店（出先機関を含む）で被災地産品を利用・販売。

- 〔再掲〕各府省庁の食堂で被災地食材メニューを提供。また、経済産業省、特許庁食堂で福島県産品（水産物、野菜等）を使用したメニューを提供（累計 10 回）。
- 外務省において、飯倉別館等にて開催するレセプションでは被災地産品を活用。
- 外務省内及び飯倉別館における各種行事の際に福島県産の天然水を活用。
- 外務省において、各国首脳や皇族等への贈呈品として福島県産の伝統工芸品を利用。
- 経済産業省内コンビニエンスストアにおいて、福島県産品の販売及び情報発信を実施（平成 26 年 9 月、12 月～）。
- 高知地方合同庁舎内食堂において福島県産米を使用したごはんを提供（平成 30 年 12 月）、東北農政局において岩手、宮城、福島の被災 3 県の農林漁業者、食品事業者、農林水産物や加工品などを販売する場を提供し、被災地の復興を応援（平成 31 年 3 月）、農林水産省 1、6 階フロアにおいて、地域の特産飲料を販売する自動販売機を設置し、福島県の桃ジュースを販売（令和 2 年 9 月）、農林水産省内農林生協総合売店において福島県産食品の販売コーナーを常設し福島県の魅力的な商品、隠れた逸品を販売（令和 2 年 9 月）するなど、農林水産省及び出先機関の食堂・売店において、被災地産食品を積極的に利用・販売。
- 防衛省において、被災地で製造されたレトルト品の調達（約 127 万食（令和 2 年度））。
- 内閣府被災者支援チーム/経済産業省、農林水産省、復興庁が、福島県や農業関係者団体等と風評被害の実態や施策の効果を検証する「福島県産農林水産物の風評払拭対策協議会」を実施（平成 29 年 2 月、4 月、6 月、10 月、平成 30 年 5 月、令和元年 10 月）。

g. 福島復興再生特別措置法に基づく農産物等の新品種登録出願に係る出願料及び登録料、地域団体商標登録の特例措置

【経済産業省、農林水産省、復興庁】

- 地域団体商標登録については、軽減措置の適用を受けた登録が 2 件（令和 3 年 4 月現在）。
- 農産物等の新品種登録については、福島県より 5 品種が登録し、7 品種が出願中（令和 3 年 4 月現在）。

h. 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の公布・施行（平成 29 年 5 月 12 日成立、5 月 19 日公布・施行）【復興庁】

- 風評被害の実態調査やこれに基づく措置を位置づけ。

i. 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の公布・施行（令和 2 年 6 月 5 日成立、6 月 12 日公布、令和 3 年 4 月 1 日施行）【復興庁】

- 海外の風評払拭や輸入規制の撤廃に向けた働きかけ、福島における風評

被害が経営に及ぼす影響に対処するための事業活動に係る特例措置の規定を位置づけ。

等

2. 国内外からの被災地への誘客促進等

(主な取組)

a. 福島県への国内観光客や訪日外国人旅行者等の旅行者数を拡大するための取組を実施【国土交通省、復興庁、文部科学省】

○福島県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する観光関連事業への支援を実施（平成 27・28・29・30 年度、令和元年度）。

○同事業において、海外風評対策事業を中国・韓国・台湾や ASEAN 諸国など計 5 カ国で実施（平成 27 年度）。

○同事業において中国・韓国・台湾・欧米・豪、ASEAN 諸国などを対象とした海外メディア関係者や影響力の高いインフルエンサーを招へいしたプロモーション事業を展開、併せて海外現地において情報発信、商談会等を開催（平成 28・29・30 年度、令和元・2 年度）。

○同事業において、教育旅行・合宿モデルコース等のモニターツアー実施。

首都圏、隣接県、九州地区、台湾 計 32 回 653 名（平成 27 年度）

首都圏、隣接県及び首都圏保護者等計 13 回 248 名（平成 28 年度）

首都圏、関西圏、隣接県学生及び教員・保護者等計 14 回 285 名（平成 29 年度）

首都圏、関西圏、九州地区学生及び教員・保護者等計 12 回 180 名（平成 30 年度）

首都圏、関西圏、北海道、九州地区学生及び教員・保護者等計 14 回 370 名（令和元年度）

県外の教育旅行関係者及び民間企業等計 2 回 23 名、オンラインモニターツアー計 13 件 45 回 653 名（令和 2 年度）

○同事業において、東京ビックサイトまたはインデックス大阪・沖縄コンベンションセンター（オンライン）におけるツーリズム EXPO を実施（平成 27 年 9 月、平成 28 年 9 月、平成 29 年 9 月、平成 30 年 9 月、令和元年 10 月、令和 2 年 10 月）。

○同事業において、首都圏におけるキャラバンや、都内情報発信拠点における商品の販売促進等の観光 PR の実施（平成 27・28・29・30 年度、令和元年度）。

○同事業において、英語版の相双地方概要、沿線 MAP、エリアガイドブックなどを作成（平成 27 年度）。

○同事業において、まちづくりワークショップや、おもてなし研修会の開催、観光地づくりアドバイザーの派遣等による人材育成を実施（平成 27・28・29・30 年度、令和元・2 年度）。

○同事業において、日本酒や温泉、花、地域文化・歴史を活かして県内を周遊するためのイベントや広報を実施（平成 27・28・29・30 年度、令和元年度）。

○復興庁、観光庁からの協力依頼を受け、文部科学省から全国の教育委員会教育長、知事に対して、福島県への修学旅行等の実施に関する通知を

発出（平成 26 年 9 月、平成 31 年 3 月）。

- 平成 26 年度補正予算において、「原子力災害からの福島復興交付金」を措置。それに基づき、福島県において、修学旅行のバス代の一部を補助する教育旅行復興事業を創設（平成 27 年 4 月）。
- 震災以前に福島県への修学旅行等の実績が多かった地域の学校に対して、福島県への教育旅行に関するアンケートを実施（平成 28 年度、令和元年度）。
- 全国の都道府県・市町村の教育長、小中高等学校長、PTA 会長等が参加する会議等において、福島県への修学旅行の実施に係る説明と要請、資料提供等を実施（平成 26 年～令和 2 年度に 202 回実施（令和 2 年度末時点））。

（参考）福島県の修学旅行等の現状

震災前：約 70 万人泊 → 令和元年度（震災後）：約 52 万人泊

- 教員研修施設において福島県関連資料を提供（平成 28 年度～）。
- 自治体国際化協会が開催した平成 29 年度海外事務所長会議において、風評対策の主な取組状況と今後の取組の方向性を説明（平成 29 年 5 月、平成 30 年 5 月）。
- 全国高等学校 PTA 連合会大会及び日本 PTA 全国研究大会において、開会式の挨拶で復興大臣等から福島県への教育旅行回復に向けた協力や正しい放射線知識の理解促進等を依頼するなどの取組を実施（平成 29 年 8 月（日本 PTA 全国研究大会のみ）、平成 30 年 8 月、令和元年 8 月）。

- b. 太平洋沿岸エリアの各地域が、復興プロセスに応じた滞在交流促進のための体制づくりや取組を段階的に実施するための支援を行う。併せて、地域の実情に応じたツアーの企画・造成等への支援や、自立した地域づくりに向けた体制確立を図る

【国土交通省】

- 東北観光サポーター 312 名参加、語り部育成研修会を 4 地域で 15 回開催、延べ 210 名参加。モニターツアーを 21 件催行、561 名参加。
 - 浜通り地域を通る国道 6 号線をルートとした「ろくバスツアー」を開催（平成 29 年度：70 名参加、平成 30 年度：90 名参加）。その他モニターツアーを 10 件催行、243 名参加。
- 常磐線、常磐道沿線観光情報発信アプリ運用を支援（平成 29 年度）。

- c. 訪日観光客増加に向けた諸外国、海外プレス等への PR 事業の実施【外務省、復興庁】

- 外務省において、記者を招へいし、被災地取材のため、食の安全や福島県の復興状況に関する取材をアレンジ。
- 平成 28 年度：21 か国・地域から 26 名の記者が参加
平成 29 年度：17 か国・地域から 24 名の記者が参加
平成 30 年度：8 か国・地域から 9 名の記者が参加
令和元年度：13 か国から 14 名の記者が参加

令和2年度：5か国8名の記者が参加（オンライン）

- 欧州・アジアの在京外国メディア記者に対し、福島県へのプレスツアーをアレンジ。

平成28年度：欧州・アジア7か国・地域から13名の記者が参加

平成29年度：欧州・アジア12か国・地域から32名の記者が参加

平成30年度：欧米・アジア9か国・地域から16名の記者が参加

令和元年度：欧州13か国から14名の記者が参加

令和2年度：欧米8か国から8名の記者が参加

- 外務省において、英BBCによる、東北地方の自然や観光資源、特産品、復興の歩みを取り上げる編成番組の制作（英国から番組プレゼンターらが訪日）を支援（BBC World「Japan's Wilderness With Nick Baker」が令和3年2月、3月に放送）。
- 外務省において、復興が進む福島の観光資源を、各地での感染症対策の実践とともに紹介する動画を制作し、安全・安心への取組を含めて福島の魅力をPRした。動画はオンライン配信するとともに、BBC WorldやCNN、ユーロニュースで放送した。
- 復興庁において、中国・香港のメディア関係者等を招へいし、復興が進む福島の姿や日本の食品の安全性などを知るためのツアーをアレンジ。
平成30年度：中国から14名の記者が参加
令和元年度：中国・香港から16名の記者が参加
- 復興庁において、被災地の復興しつつある姿や魅力の発信、風評払拭のため、聖火リレーのグランドスタートに併せ、在京の海外メディア等を対象に被災3県を巡るツアーを実施。
令和2年度：東南アジアを中心とした10か国・地域から13名の記者等が参加。

d. 福島県地域通訳案内士（旧福島復興再生特別措置法に基づく通訳案内士の特例措置）【国土交通省】

- 福島県地域通訳案内士（旧福島特例通訳案内士）登録者数※

225名（令和3年4月現在）

※改正通訳案内士法（平成30年1月4日施行）により、福島復興再生特別措置法に基づく福島特例通訳案内士制度は、通訳案内士法に基づく地域通訳案内士制度に移行。

e. 東北太平洋岸の自然公園を再編し創設した「三陸復興国立公園」を核とした公園利用施設の整備、みちのく潮風トレイルの設定、エコツーリズムの推進等の実施【環境省】

- みちのく潮風トレイルについて、約1025kmの全線を開通するとともに、情報をウェブやSNSでの広報及び各種イベントにおいて発信し、利用者の増加を図った。また、観光地の再生と復興に資する公園施設の整備を実施した（令和3年3月末時点）。

f. 東北三県を訪問する外国人に対するビザ発給手数料の免除、東北六県を訪問する中国人個人観光客に対する数次ビザの発給

【外務省】

○平成 23 年 11 月 15 日から平成 28 年 3 月末までに全国で約 4 万 2 千件のビザ発給手数料の免除（「集中復興期間」）。

引き続き、「復興・創生期間」である 5 年間においても、ビザ発給手数料の免除措置の実施（令和 2 年 12 月末時点で約 17 万 4.1 千件発給）。

○平成 24 年 7 月 1 日から令和 2 年 12 月末までに東北六県を訪問する中国人観光客に対し約 10 万 5 千件の数次ビザを発給。

注）平成 29 年 5 月 8 日から、東北三県を六県に拡大した。

g. 「東北・北関東への訪問運動」の展開【国土交通省】

○官民が一体となって、東北・北関東を訪問することにより、東北・北関東の復興を応援する目的に賛同した各府省庁の 49 事業、民間等 68 団体の取組が掲載（令和 2 年 9 月末日現在）。

h. 被災地自治体による在外公館での観光誘致 P R、駐日外交団への地域の魅力発信の場を提供【外務省】

○在外公館文化事業において、東北地方の文化紹介やドキュメンタリー映画上映等を実施（平成 29 年度：計 8 件、平成 30 年度：計 10 件、令和元年度：計 3 件）。

○地方の魅力発信プロジェクトにより、在外公館で被災地自治体等による観光誘致 P R 等を実施（平成 28・29・30 年度、令和 2 年度）。

○地域の魅力発信セミナーにおいて、外資系企業誘致のためのプレゼンテーション等を実施（平成 28 年度）。

○外務大臣及び福島県知事共催レセプションを飯倉公館で開催し、駐日外交団、駐日外国商工会議所等に対し、福島県の観光や文化、食を含む福島県の魅力や復興状況を発信（平成 30 年 12 月）。

○外務大臣政務官を団長として、在京外交団を対象とした福島県スタディーツアーを開催。復興関連施設等への訪問を通じ、福島県の復興の様子や福島県産食品の安全確保に向けた取組について紹介し、輸入規制撤廃への理解を訴えた。

―産総研福島再生可能エネルギー研究所等の視察を実施。我が国の再エネ分野での最先端の技術・研究開発を紹介（10 か国から 12 名が参加。平成 28 年 8 月）。

―勿来石炭ガス化複合発電所への訪問を通じ、「福島新エネ社会構想」に基づく我が国の取組を紹介（14 か国から 14 名が参加。平成 29 年 6 月）。

―産総研福島再生可能エネルギー研究所において我が国の再エネ分野での最先端の技術・研究開発を紹介するとともに、福島市土湯温泉にある地熱バイナリー発電所を訪問し、我が国の地熱発電に関する取組についても紹介（10 か国から 10 名が参加。平成 30 年 11 月）。

ー在京外交団を対象とした福島県へのエネルギー関連施設等へのスタディーツアーを実施し、福島県水産海洋研究センターにおける魚介類検査の説明やソーラーシェアリング等環境に配慮した農業の先進的な取組の視察を通じて、福島県の食の安全・魅力への理解を促進（令和2年3月）。

○外務省と福島県との共催で、在京外交団を対象とした福島県への地方視察ツアーを実施し、漁港での自主検査の視察や酒蔵・農業生産施設への訪問を通じ、福島県産の食の安全・魅力への理解を促進（平成31年1月）。

○外務大臣及び岩手県知事共催レセプションを飯倉公館で開催し、駐日外交団、駐日外国商工会議所等に対し、岩手県の観光や文化、食を含む岩手県の魅力や復興状況を発信（令和2年2月）。

○外務省と福島県との共催で、駐日各国大使等を対象とした福島県への地方視察を実施し、農業総合センターや酒造・果樹園で県産品の安全への取組みや、IT授業に特化し産民連携の地元大学視察、庭園・歴史館の訪問を通じ、食の安全、文化・歴史から最先端までユニークな魅力を放つ福島県の多様性・将来性を紹介（令和元年11月）。

i. 東北への訪日外国人旅行者数を拡大するためのプロモーションを実施【国土交通省】

○東北：台湾で一般消費者に対するプロモーションイベント「日本東北六県感謝祭～日本東北遊楽日～」を開催

来場者数 約5万人（平成27年12月）

約11万5千人（平成28年12月）

約12万5千人（平成29年12月）

約13万5千人（平成30年12月）

約28万2千人（令和元年11月）

令和2年は新型コロナの影響で中止

○東北地方において、地域からの発案に基づき実施するインバウンドを呼び込む取組への支援を実施（平成28・29・30年度、令和元・2年度）。

○海外主要市場向けのデスティネーション・キャンペーンとして、東北プロモーションを実施（平成28・29・30年度、令和元・2年度）。

3. 諸外国の輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ等

（主な取組）

a. 国際会議・展示会等を活用した福島県産品等のPRの実施

【経済産業省、復興庁、関係府省庁】

○以下の国際会議・展示会等において、福島県産品のPRを実施。

ー第2回日アフリカ資源大臣会合及び日アフリカ鉱業・資源ビジネスセミナー（平成27年5月）

ーICEF(Innovation for Cool Earth Forum)2015（平成27年10月）

- －産業交流展 2015（平成 27 年 11 月）
- －グローバル知財戦略フォーラム 2016（平成 28 年 1 月）
- －JVA(Japan Venture Awards)2016（平成 28 年 2 月）
- －日バングラデシュ官民合同経済対話（平成 28 年 4 月）
- －第 5 回 JACI/GSC シンポジウム（平成 28 年 6 月）
- －国際航空宇宙展（平成 28 年 10 月）
- －グローバル知財戦略フォーラム（平成 29 年 2 月）
- －第 6 回 JACI/GSC シンポジウム（平成 29 年 7 月）
- －ICEF（Innovation for Cool Earth Forum）第 4 回年次総会（平成 29 年 10 月）
- －ジャパンファンド 30 周年記念 WIPO（World Intellectual Property Organization）ハイレベルフォーラム（平成 30 年 3 月）
- －LP ガス国際セミナー2018（平成 30 年 3 月）
- 第 3 回国連防災世界会議において、震災復興の現状と取組を国際社会へ向けて発信（平成 27 年 3 月）。
- 〔再掲〕 G 7 関連会合における福島県産品等の PR などを実施。
- 〔再掲〕 G 20 関連会合における福島県産品等の PR などを実施。
- 〔再掲〕 太平洋・島サミットを福島県で開催するとともに、安倍総理夫妻主催晩餐会では、福島県産の食材を取り入れた和食や日本酒を提供する等し、各国からの出席者や海外メディアへ向けて復興の姿や福島県の魅力を PR（平成 30 年 5 月）。
- 〔再掲〕 海外メディア向けのワールド・プレス・ブリーフィング・レセプション（平成 30 年 9 月、令和元年 10 月）や、各国オリンピック委員向けの ANOC（各国オリンピック委員会連合）総会レセプションにおいて、被災地産食材を活用した料理や日本酒の提供、復興大臣・副大臣らによる被災 3 県の復興の状況や風評対策についての PR を実施。
- 国立競技場オープニングイベントにおいて、被災地産の食材・花の魅力を幅広い方々に PR（令和元年 12 月）。
- 「東北ハウスプレイメント」において、福島県産品の生産者を含め、被災地で活躍する人々のパネル・映像を web 上で公開。（令和 3 年 2 月～3 月）

b. 被災地産品等に対する輸入規制を行っている諸外国・地域及び関係国際機関への働きかけの継続等【外務省、農林水産省、復興庁】

- 令和 3 年 4 月現在、39 か国・地域（カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージラント、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、アラブ首長国連邦、イスラエル）が規制を撤廃し、令和元年 9 月以降、マカオ、EU、シンガポール、インドネシア、香港、仏領ポリネシアが規制を緩和。
- G 7 農業大臣会合新潟宣言において、輸入規制緩和に係る文言として、

「輸入規制が、科学的知見と根拠に基づく SPS 合意を含む WTO ルールと調和的であるべきことを確認する」が明記。

- ブルネイ、モロッコ、レバノンの食品輸入規制当局関係者を招へいし、関係省庁との意見交換及び福島県の視察を実施（平成 29 年 1～2 月）。
- 国連食糧農業機関 (FAO) との関係を強化し、FAO 事務局長来日時には、「(福島産食品に関し) 現時点では、その食品の安全性に懸念を示す如何なる理由も見当たらない。」との発言を得ることができた（平成 29 年 5 月）。本発言は内外の多くのメディアで報じられた他、未だ規制の残る中国、香港、韓国等の在外公館では SNS 等を通じ積極的な発信に努めている。
- ヘルシンキ（フィンランド）にて復興庁主催広報行事を実施し、被災 3 県の日本酒を提供するとともに、現地訪問中の復興大臣からフィンランド側議会・政府要人及び食関連メディア・事業者等に対し、復興の現状と風評対策に関する発表を行った（平成 30 年 9 月）。
- 平成 31 年 2 月以降、『復興五輪』海外発信プロジェクト』として、復興庁政務が順次各国の在京大使と面会し、震災時の支援に対する感謝を伝えるとともに、復興しつつある被災地の姿等を発信。
- 令和元年 5 月から 7 月にかけて、同プロジェクトの一環として在京大使・大使館員を対象として宮城県（5 月、6 か国計 8 名参加）、岩手県（6 月、7 か国計 10 名参加）、福島県（7 月、12 か国計 14 名参加）への訪問ツアーを実施。
- 令和元年 11 月、日本産輸入規制が残る中国、フィリピン、シンガポール、オランダ、ロシアの 5 か国から外国メディア関係者を招へい（フィリピンは令和 2 年 1 月に規制撤廃を決定）。福島県農業総合センターにて放射線検査現場等取材した他、相馬市・富岡町・楢葉町で農漁業関係者を含む地元住民への取材機会を設け、福島の食の安全性や復興状況が各国で報じられた。

c. 被災地自治体による在外公館等での物産展開催等により特産品等 P R の場を提供【外務省】

- 地域の魅力海外発信支援事業として、輸入規制及び渡航制限の撤廃・緩和の働きかけを併せ、地方創生の一環として地方の魅力発信、県産品輸出促進、観光促進等を支援する総合的な P R 事業を実施（平成 28 年度：計 2 件、平成 29 年度：計 2 件、平成 30 年度：計 2 件、令和元年度：計 1 件、令和 2 年度：計 1 件）。